平成28年第4回天塩町農業委員会総会議事録

招集年月日	平成28年7月29日(金)					
招集場所	天塩町役場 3階委員会室					
	開会	平成28年7	月29日	(金)	午前10時(00分
開閉日時	議長	会長 宍	戸業	_		
及び宣告	閉 会	平成28年7	月29日	(金)	午前10時3	3 0 分
	議長	会長 宍	戸栄	<u> </u>		
	議席番号	氏		名		出欠別
	1	満	保		豊	
応召招集委員	2	谷	木寸	飯	彦	
及び出席委員	3	奥	Щ		稔	0
並びに欠席委	4	佐	藤	博	幸	0
員	5	Ш	本	俊	栄	0
	6	吉	田	譲	司	0
出席 11 名	7	湯	澤	甸女	孝	0
欠席 0名	8	金兼	田	英	樹	\circ
	9	安	川		範	0
(凡例)	1 0	黒	川	益	毅	\circ
○ 出席	1 1	夫	戸	栄		0
● 欠席						
議事録署名委員		議席番号	3 🕯	番 奥	山 稔	
			4 1	番 佐	藤博幸	
職務のため議場に出席		<u> </u>				
した者の職氏名		事務局長		鎌田	剛	
		事務局次長		小塚	和博	
		総務係長		井上	岡山	

平成28年度第4回天塩町農業委員会総会

議長

ただ今の出席委員は10名であります。

定数に達しておりますので、ただいまから平成28年度第4回天塩町農業委員会総会を開催します。

議長

これから本日の会議を開きます。

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、議長において、

3番 奥山稔君、4番 佐藤博幸君を指名します。

次に、会期決定の件を議題といたします。本総会の会期は本日一日間とした いと思います。これにご異議ありませんか。

全 員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。

従って、本総会の会期は本日一日間と決定しました。

議長

それでは議事に入りたいと思います。

議長

議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

議長

事務局より内容の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました議案第 1 号「農地法第 4 条による許可申請について」ご説明申しあげます。

事務局

別記第2号様式 意見書の書式に基づいてご説明申しあげます。 3ページをご覧ください。

申請者は、 氏、申請地番は字ウブシ 番 外 1 筆となっており、 転用面積は、4.025.15 ㎡となっております。

転用目的は、牛舎及びスラリーストアの建設であり永久転用となっております。 農地転用に関する許可基準から見た意見の欄につきまして、農地の区分と転用 目的は、農用地区域内農地でありますが、天塩町農業振興地域整備計画におけ る土地利用計画の農地から農業用施設用地への変更も完了していることから、 転用はやむをえないものと考えます。

資力及び信用については、借入金及び畜産クラスター事業によりますが、借入 決定通知及び畜産クラスター事業の内示が出ていることから問題ないと考えま す。

転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況につきましては、地権者である 氏より同意を得ており問題ないと考えます。

他の項目につきましては、該当なし、支障なしとなっております。

その他につきましては、農業振興地域の決定の欄ですが、平成 28 年 7 月 27 日に農業用施設用地に用途変更しております。

総合意見としては、許可相当としております。

申請書につきましては 5 ページから 7 ページ、図面等につきましては 8 ページから 21 ページ、見積書については、22 ページから 47 ページに添付しております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明のありました農地法第4条第1項の規定による許可申請について質疑を行います。

全 員

ありません。

議長

質問なしと認めます。

議長全員

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。

議長

次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による計画書の決 定について」を議題とします。

整理番号 7-1 から 7-3 につきまして事務局より内容の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による計画書の決定について」につきまして内容をご説明申しあげます。

所有権移転の案件から総括表に基づき説明申し上げます。

49ページをご覧ください。

整理番号 7-1 についてでありますが、 氏から に所有権移転を するものです。

条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

位置につきましては、50ページ、51ページをご覧ください。

事務局

次に整理番号 7-2 についてでありますが、 氏から に所有権移転をするものです。

条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

位置につきましては、52ページ、53ページをご覧ください。

事務局

次に整理番号 7-3 についてでありますが、 から に所有権移転 をするものです。

条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

位置につきましては、54ページ、55ページをご覧ください。

事務局

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明のありました整理番号 7-1 から 7-3 の所有権移転の 質疑を行います。

山本委員

整理番号 7-3 の案件について、10a 当たり 1,000 円と言うのは安すぎないか。 (満保委員入室)

事務局

この案件につきましては、昨年 さんよりお話があり、農業委員会の総会で 転用の現地確認の際に、見に行った経緯があります。その後、奥山委員さんに ご協力いただき、地元の農家さんに声をかけていただきましたが、借りる人が いなかったのが実情です。この度、 さんと、 さんで話が整っ たので、こういった金額になりました。

奥山委員

この案件は周りの農家に声をかけても、誰も引き受けてのなかった案件です。 このままだと、遊休農地になる恐れがあり、低廉な価格であっても、遊休農地 の発生を防止する観点から致し方無いかと思います。

山本委員

分かりました。

佐藤委員

整理番号 7-1 の案件は、 さんは規模縮小するのか。売買するにしても、良い土地なので、どういうことになっているのか。あと、飛び地になっているが、 真ん中の農地は誰の所有になっているのか。

事務局

議案の航空写真に誤りがあり、なかの農地についても、 さんの所有となっており、今回、 に売買する利用集積計画となっております。

鎌田委員

私には話は来てないが、周りの農地が で所有しているので、使いづらくて売買になったのではないか。

佐藤委員

分かりました。

議長

他にありませんか。

全 員

ありません。

議長

質問なしと認めます。

議長

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 異議なし。

全 員 議 長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。

議長

次に、整理番号 8-1 から 8-3 の利用権の設定及び、整理番号 9-1 の使用貸借権の設定については、 委員に関係する案件でありますので、農業委員会法第 31 条第 1 項の議事参与の制限に基づき、関係委員の退席を求めます。

委員退席)

3

議長

事務局より内容の説明を求めます。

事務局

利用権の設定の案件につきまして説明申し上げます。

整理番号 8-1 についてでありますが、 氏から 氏に利用権の設定をするものです。

条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

位置につきましては、57ページ、58ページをご覧ください。

次に整理番号 8-2 についてでありますが、 から 氏に利用権の 設定をするものです。

条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

位置につきましては、57ページ、59ページをご覧ください。

次に整理番号 8-3 についてでありますが、 氏から 氏に利用権 の設定をするものです。

条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

位置につきましては、57ページ、60ページをご覧ください。

引き続き、使用貸借権の設定につきましてご説明いたします。

整理番号 9-1 についてでありますが、 氏から 氏に利用権の設定をするものです。

条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

位置につきましては、62ページ、63ページをご覧ください。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議長

全 員

議長

議長

全 員

議長

ただいま、事務局より説明のありました整理番号 8-1 から 8-3 の利用権設定及び、整理番号 9-1 の使用貸借権の設定についての質疑を行います。

ありません。

質問なしと認めます。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 異議なし。

異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。退席している委員 は席にお戻りください。

(委員入室)

議長

次に、議案第3号「現況証明願」について、事務局より内容の説明を求めます。

ただいま議題となりました議案第3号「現況証明願」につきましてご説明申 しあげます。

65ページの現況証明願書をご覧ください。

氏より、字更岸 番 につきまして現況 当該案件につきましては、 証明願の申請がありましたので、ご説明いたします。

申請地につきましては、平成28年6月30日に隣接地であります、字更岸

番 より分筆された土地になります。この土地につきましては、分筆前より 作業用通路として利用されておりましたが、この度、作業用通路を分筆し、地 目変更のため証明願の申請があったところです。

現地確認につきましては、7月27日に、奥山委員、吉田委員、湯澤委員、事 務局で実施いたしました。

判定ですが、雑種地と判定いたしました。

66ページから67ページには図面を添付しております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご承認賜りますよう、お 願い申し上げます。

議長 全 員

議長

議長

全 員

議長

議長

事務局

ただいま事務局より説明がありました、現況証明願についての質疑を行います。 ありません。

質問なしと認めます。

お諮りいたします。本案は原案のとおり証明することにご異議ありませんか。 異議なし。

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり証明することとします。

次に、議案第 4 号「農地パトロールの実施」についてを議案と致します。事 務局より内容の説明を求めます。

ただいま議題となりました議案第 4 号「農地パトロールの実施について」ご 説明申しあげます。

毎年実施しております、農地パトロールにつきまして、今年度は 9 月に実施 する予定でございます。

今回も中山間直接支払制度事務局、農業振興地域担当、税務部署の固定資産税 担当と合同で、現地確認とともに巡回を実施したいと考えております。

案内文につきましては、69ページ、日程表(予定)でございますが、70ペー ジに添付しておりますので、日程調整につきましてよろしくお願いいたします。

なお、日程変更につきましては8月17日までに事務局までよろしくお願いし ます。

また、6ページ中段に耕作放棄地とありますが、本パトロールは、荒廃農地

調査(利用状況調査)も兼ねていることから、普段の活動の中で各地区において 荒廃農地や違反転用の事案がありましたら、お知らせいただきたく、よろしく お願いいたします

なお、荒廃農地が発生した場合は、農業委員会において、荒廃農地区分の判定を行うこととされております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明のありました農地パトロールの実施について質疑を 行います。

全 員

ありません。

議長

質問なしと認めます。

議長

お諮りいたします。本案は原案のとおり実施することにご異議ありませんか。 異議なし。

全 員

異議なしと認めます。本件は原案のとおり実施いたします。

議長

議長

以上で本総会に付された案件はすべて終了しました。

お諮りします。これにて、本日の会議を閉会いたしたいと思いますが、これに ご異議ありませんか。

全 員

異議なし。

異議なしと認めます。

議長

以上をもちまして平成28年度第4回天塩町農業委員会総会を閉会といたします。

平成28年 7月29日

署名委員

(3番) 奥山 稔 印

(4番) 佐藤 博幸 印